

只見町議会自由討議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、只見町議会基本条例（平成24年只見町条例第8号）（以下「条例」という。）第22条に規定する議員間の自由討議（以下「自由討議」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自由討議は、議会活動の充実と活性化を図るため、当該議題等に関する問題点を浮き彫りにし様々な観点から論点を整理し、議員間の理解を深めることを目的とする。

(自由討議の場及び内容等)

第3条 自由討議の場は、次のとおりとする。

2 本会議

本会議の議案の審議過程において行う。

3 全員協議会

(1) 政策課題に関する協議、討議

(2) 政策立案に関する独自の学習活動並びに情報収集

(自由討議の実施)

第4条 自由討議の実施は、町政の重要課題及び議員及び町長が提案する議案等で自由討議に付すべき必要と認めたもの

2 自由討議の実施要請は、次により書面（別紙1）により行うものとする。

(1) 委員会から自由討議の申出があった場合

(2) 議員3名以上から自由討議の申出があった場合

(3) 議長が必要と認めた場合

3 議長は前項の規定により自由討議の申出が提出された場合、議会運営委員会に諮り会議の開催の可否を決定するものとする。

(会議の開始)

第5条 自由討議は、議長の発議により自由討議である旨宣言し開始する。

2 自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 本会議における自由討議は質疑が終了し討論の前に行うものとする。

4 全員協議会における自由討議は原則議員のみとする。ただし、議長が必要と認める場

合は発言を許可する。

(発言者等)

第6条 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の委員の意見に対しても傾聴し、討議を尽くして争点や論点を明確にしたうえで最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

(討議時間)

第7条 自由討議の討議時間はおおむね60分以内とする。ただし、議長が認めた場合はこの限りでない。

(記録及び会議の公開)

第8条 自由討議の記録及び会議の公開については、只見町議会会議規則（昭和63年12月26日規則第14号）の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙1

令和 年 月 日

只見町議会議長 様

自由討議実施申出書

1. 申出議員等

2. 議題

3. 申出理由（簡潔明瞭に記載してください）